

2025年度 三宅柳田小学校PTA 本部役員・委員免除対象者について

★本部役員・委員の免除対象となるのは、以下に該当する方です★

	過去の経験内容	本部・委員とも
1	2022(R4)年度までの、三宅柳田小学校本部役員経験者	免除 ※①
2	それぞれの児童に対し2018(H30)年度までの、四委員(学年・保体・文教・広報)経験者	免除 ※②
3	それぞれの児童に対し2019～2022(R4)年度までの、見守り・文化スポーツ委員(みやな委員に変わる前の委員)経験者	免除 ※②
4	2023(R5)年度以降の本部役員経験者(任期終了から5年間が免除期間)	5年間免除
5	2023(R5)年度以降のみやな委員経験者(任期終了から1年間が免除期間)	1年間免除 ※①
6	2025(R7)年度中学校本部役員	2025年度免除
7	2025(R7)年度会長(幼稚園、保育園、中学校、自治会、各子ども会、学童保護者会)	2025年度免除
8	妊婦の方、2022(R4)年4月2日以降に生まれたお子さん(3歳未満)がいる方	2025年度免除

※①: 1家庭につき(お子さんの数に関わらず) ※②: 1児童につき

★以下の方は免除対象になりません★

- ・ 調査票用紙未提出の方
- ・ 仕事をしている方(平日・土日・午前・午後・夜間と活動でき、ライフスタイルにあわせた活動ができます)
- ・ ひとり親家庭(そのために役員・委員に就くことが困難と思われる場合は、調査票にその旨ご記入下さい)
- ・ ご自身の資格取得や勉強のため、学校に通っている方

それぞれ様々なご事情がありますが、個別のご事情やプライバシーに関わることは学校にて確認していただくことになっています。病气療養中の方や介護をされている方など、免除事由に当てはまらない方で特別なご事情のある方は、別紙の調査票にその旨ご記入下さい。

★本部役員・委員選出 Q&A★

Q1	仕事をしています。本部役員・委員の活動をする時間がありません。免除対象に入れてほしいのですが…
A1	免除対象にはなりません。現本部役員も、ほとんどのメンバーが仕事に就いています。SNSやメールを活用しながら、助け合って活動しています。活動日時も、メンバーで相談して決めています。
Q2	過去に委員を経験しています。免除対象になりますか？
A2	免除対象となるのは、2022年度までに何らかの委員を経験された方です。ただし、そのお子さんについてののみです。また、2023年度以降みやな委員をされた方は、ごきょうだい含め1年のみ免除となりますのでご注意ください。
Q3	本部役員に内定後に、自治会の会長になることが判明したのですが…
A3	2025年3月の時点で、上記7の免除対象に該当した場合は決定を取り消すことができます。その場合はお申し出ください。補欠対象者から繰り上げて選出いたします。
Q4	2025年度中に転校の可能性がありますが。免除対象になりますか。
A4	免除対象にはなりません。転校される際は、それまでの任期間、ご活動をお願いいたします。
Q5	PTAに加入していないのですが？
A5	学校のための活動ですので、三宅柳田小学校に在籍している全児童“1人につき1役”でお願いしております。

上記以外のQ&Aも、PTAホームページにて追加していく予定です。(PTA トップページ → 新年度役員委員募集コーナー からご覧いただけます。閲覧パスワードは「3874」)。ホームページからご質問を送信することも可能ですので、併せてご活用下さいね。

こちらのQRコードからもアクセスできます！→

